

就学援助費（小学校新入学学用品費）入学前支給申請書

尼崎市長 あて

記入例

就学援助費（小学校新入学学用品費）の入学前支給を、次の4点について同意した上で申請します。

- 審査に必要な、生活保護法の規定に基づく教育扶助の受給状況を調査すること及びその照会に対する回答を受けること。
- 審査に必要な、児童扶養手当の受給状況の調査及び当該調査に係る照会に対する回答（以下「調査等」という。）
- 審査に必要な、申請者本人及び同居者全員の住民基本台帳、市民税の課税状況等の調査等
- 申請者と裏面記載の振込指定口座の名義人とが異なる場合に、当該名義人が就学援助費を受領すること。

			申請年月日	令和 8 年 11 月 5 日		
① （保護申請者）	ふりがな	あまがさき たろう		②の入学予定者からみた続柄	職業など	生年月日
	名前	尼崎 太郎		父	会社員	H・S・T・西暦 61 年 11 月 11 日
	ご自身の直筆の署名をお願いします。					
	住所	〒661 - 0024 尼崎市 三反田町1丁目1番1号			TEL	090-1234-5678
② 入学予定者	ふりがな	あまがさき はなよ		生年月日		入学予定校
	名前	尼崎 花代		R・西暦 2 年 4 月 10 日		〇〇 小学校
	※未成年者のため、申請者による署名で結構です					
③ 同居者（単身赴任者等の別居者を含む。）全員	①の申請者及び②の入学予定者以外の家族の名前		②の入学予定者からみた続柄	生年月日	職業又は学校名・学年	同意事項
	尼崎 花子		母	R・H・S・T・西暦 60 年 9 月 3 日	パート	税受の給就学税状援助状況、児童の審査の扶養に必要となる生活保護法に同意し基本台帳教育扶助市の
	尼崎 次郎		兄	R・H・S・T・西暦 26 年 5 月 1 日	〇〇小学校 6年生	
	尼崎 花江		祖母	R・H・S・T・西暦 33 年 10 月 1 日	無職	
	尼崎 一郎		祖父	R・H・S・T・西暦 33 年 11 月 1 日	自営業	
				R・H・S・T・西暦 年 月 日		
				R・H・S・T・西暦 年 月 日		
			R・H・S・T・西暦 年 月 日			
④ 申請理由（☑を）	☐ 1 児童扶養手当受給中		児童手当、特別児童扶養手当ではありません。令和8年度の受給状況を確認します。			
	☒ 2 令和7年分の所得が基準額以下である		必須事項：令和 7 年（1月1日～12月31日）分の所得の申告（未申告では、審査できません。） →現時点で税務署に未申告の方は、早急に尼崎市市民税課にて申告を行ってください。 →令和 8 年1月2日以後に市外から転入された方へ 同月1日に住民票があった市町村から今年度分の市町村民税・都道府県民税課税額証明書の交付を受け、この申請書に添付してください（写し可）。			
	☐ 3 特別な事情がある		必須事項：上記2と同様 令和 年 月 日 のため（必要書類を添付してください。） 対象）令和7年1月1日以後の生計維持者の失業、令和8年1月2日以後の離婚、別居			

【注意事項】

- 尼崎市立小学校以外の小学校等（私立、国立、県立又は他市町村立小学校等）へ進学を予定している場合は、申請することができません。
- 申請後に家庭状況の変更、進学先の変更、尼崎市外への転出又は生活保護の受給開始等がありましたら、早急に学事企画課までご連絡ください。
- 支給後、上記2の事実が判明した場合は、本支給金を返還していただくことがあります。
- 生活保護を受給している場合、教育扶助費にて支給されるため、対象外となります。

（教育委員会記入欄）

教育委員会受付	審査結果	理由	認定日	決裁日	決裁欄
	認定				
	不認定		／	／	
	保留				

裏面の⑤に続く。

鉛筆又は消せるボールペンでの記入では、受け付けできません。

⑤

振込指定口座	金融機関名		支店名		銀行コード				支店コード				
	尼崎		銀行 信用金庫 農協		中央		1	6	8	8	0	1	1
	預金 種別	口座番号(右詰)					口座名義人(カタカナ)						
	1	1	2	3	4	5	6	7	アマガサキ タロウ				

↑ (1 普通預金 2 当座預金 3 貯蓄預金 のうち番号を記入)

* 振込先の通帳の写しは、店名、口座番号と口座名義が分かるものを添付してください。

通帳の写しのり付け

申請書又は添付書類に不備がある場合は審査できません。提出前に必ず以下の内容をご確認ください。

共通	☐ 申請書の確認	・表面の「④申請理由」にチェックはされましたか？ ・別居者であっても生計同一であれば、婚姻・家族関係にかかわらず、同居者に含まれます。全員記入してください。
	☐ 通帳の写しの添付	上記「振込指定口座」欄に記載いただいた内容が確認できる書類であれば、キャッシュカード等の写しでも結構です。
④申請理由が「3 特別な事情がある」の方は、次の添付書類を確認してください。		
特別な事情(参考)	☐ 離婚のため (令和8年1月2日以後)	離婚届受理証明書など、離婚日及び子の親権を確認できる書類 ※「お知らせ」は証明になりません。
	☐ 生計維持者の大業 (令和7年1月1日以後に失業して申請時点も継続中)	離職票、雇用保険受給資格者証、源泉徴収票(退職年月日記載分)などのいずれか
	☐ 別居	別居の事実が確認できる書類(学事企画課へご相談ください。)

※ 2人以上のお子様が同じ学校への入学を予定されている場合でそれぞれ申請されるときは、添付の必要書類は1部で構いません。必要書類を一方の申請書に限り添付し、他方の申請書には添付せず、当該他方の申請書の次の囲みの欄の括弧内に、当該一方の申請書に記入した入学予定者の名前を記入してください。

写しは()分に添付しています。

【確認事項】(※下記に☑をし、確認してください。)

- ☑ 鉛筆又は消せるボールペンで記入しないでください。
これらの筆記用具で記入された申請書は受け付けできません。
- ☑ 記入内容を訂正するときは、訂正箇所を二重線で消して記入し直してください。
修正テープで修正された申請書は、受け付けできません。
- ☑ ③の欄には、世帯を分けている方も含め、同一住所の同居人(単身赴任等により別居されている方も含まれます。)全員を記入してください。

全て確認して☑を記入し、提出してください。